

入所申込み確認票【右欄にチェックを記載し、最後に署名、押印してください】

| ＜入所申込み手続き等の確認事項＞ | | チェック |
|------------------|--|------|
| 1 | 「保育所（園）入所案内（冊子）」もしくは「保育所（園）の入所（園）ご案内（HP上）」をお読みになり内容をご理解いただけましたか。 | |
| 2 | 申込内容は事実と合っていますか。就労状況やお子様の健康・発育状況について記入漏れはありませんか。申請書類の提出漏れが無いよう、提出書類確認票を確認してください。虚偽の申告が発覚した場合、入所取消となる場合があります。 | |
| 3 | 申込み後、入所する必要がなくなった場合又は入所要件がなくなった場合は、直ちに保育課まで連絡をして下さい。入所決定後に自己の都合により辞退した記録は次回の入所審査以降残り続け、入所審査会にて不利に扱われます。 | |
| 4 | 入所手続きに必要な書類は申込締切日までに必ずすべて提出してください。締め切り後に受領した書類は、当該締切りの次の締切りに係る審査にて取扱います。また、提出書類の不備や、記入漏れ等があった場合の再提出についても締め切り後については次回の審査から反映させることとなりますので、締切りには余裕をもって書類は提出し、提出した書類は写しを保管し、ご自身で再度提出書類の不備等の確認が取れるようにしておくことをお勧めいたします。 | |
| 5 | 申込後、申請内容に変更が生じた場合は「保育所入所申込内容変更届」に必要な書類を添付し、早急に保育課に提出してください。申請内容が事実と異なる場合、入所を取り消すことがあります。 | |
| 6 | 入所が決定した場合、保育所での説明会参加等所定の手続きを進めていただきますので、可能な限り早く園と連絡調整を始めるようお願い申し上げます。 | |
| 7 | 育児休業中の申込みは、入所された月に育児休業を取得している職場に復帰することを前提としています。入所月の末日までに復職証明書を保育課に提出してください。入所月中に申込み時と同条件で復職できない場合は、入所取消あるいは退所となります。 | |
| 8 | 各保育所が定めるきまりを守って下さい。 ※集団生活の場である保育所は、お子様だけでなく、その保護者も集団対応にご協力いただきます。 | |
| 9 | 入所後、一定期間、一定時間の保育所利用がないと、保育の必要性の認定要件にあてはまる状態ではないと判断し、認定を取り消す場合があります。その場合、原則として退所していただきます。なお、特別な事情により通所不能がやむを得ないと判断される場合は、最長2か月までの延長となり、休暇期間中も保育料はかかります。 | |
| 10 | 転園を行う場合、辞退を行うことはできません。転園の必要がなくなった場合、早急に転園申請の取り下げを行ってください。 | |

| ＜保育の必要性の認定についての確認事項＞ | | チェック |
|----------------------|---|------|
| 11 | 保育の必要性の認定の期間は、保育が必要な期間のみとなります。 | |
| 12 | 求職中の方・就労内定の方で就労が決まった方は速やかに就労証明書を提出してください。なお、求職中の方で入所保留中の方の申請については、保留中である間は年度末まで審査いたしますが、求職活動で入所した場合、認定期間は入所月を含めて3か月間となります。 | |
| 13 | 出産要件で入所できる期間は、出産予定月とその前後2か月の計5か月以内です。その後保育が必要な場合は、出生児童と同時に再申請していただきますようお願いいたします。なお、妊娠・出産要件の認定期間満了後の継続在園や継続審査を希望する場合は、必ず事前にお問い合わせください。 | |
| 14 | 保育所の在園継続要件は、保育の必要性の認定要件と同じです。要件がなくなった場合はその時点で退所となります。また、保護者が自らその状態について証明されなければ、同じく退所となります。 | |
| 15 | 翌月の認定に変更がある場合は、認定変更希望月の前月の18日（休業日の場合は前営業日）までに支給認定変更認定申請書と内容変更届と合わせて証明書類をご提出ください。提出期限を過ぎると翌月の認定変更ができない場合がございます。なお、締め切りまでに証明書類が用意できない事情がある場合は、早めにご相談ください。 | |

| ＜保育料についての確認事項＞ | | チェック |
|----------------|---|------|
| 16 | 令和2年1月1日現在（9月入所以降の申込みの場合は令和3年1月1日現在）流山市に住民登録のない方は、入所希望時期により、保育料算定のための資料（令和2年度分（4月から8月入所）または令和3年度分（9月入所以降）の市民税所得割額が分かる資料）を別途提出していただく必要がありますので、保育課に確認してください。海外勤務の方は給与証明等の提出をお願いします。 | |
| 17 | 保育料の算定のために限り、世帯の家計主催者の収入状況に関する報告を求めると及びマイナンバーを利用し、地方税情報等の取得を本人に通知せずに行う場合があります（同意できない場合は必ず保育課にご相談ください。）。 | |
| 18 | 保育料は1か月単位となっております。 | |
| 19 | 保育料は、世帯の税額により算定しますので、父母の市民税が非課税の場合、同居している祖父母等の税額を合算し、保育料を算定することがあります。 | |
| 20 | 保育料納入の滞納があった場合、法令に基づいて直ちに督促状が送付されます。また、預貯金や給与、財産等の差し押さえ等の処分の対象となります。 | |

上記の内容をすべて確認しました。

保護者名 _____

印 _____